

令和3年度第10回天塩町農業委員会議事録

招集年月日	令和4年3月24日(木)		
招集場所	天塩町役場 3階委員会室		
開閉日時 及び宣告	開会	令和4年3月24日(木) 午前10時30分	
	議長	会長 宍戸 栄一	
	閉会	令和4年3月24日(木) 午前11時00分	
	議長	会長 宍戸 栄一	
応召招集委員 及び出席委員 並びに欠席委員 出席 10名 欠席 1名 (凡例) ○ 出席 ● 欠席	議席番号	氏名	出欠別
	1	丸山 淳子	○
	2	伊藤 淳一	○
	3	奥山 稔	○
	4	寺本 奈穂子	○
	5	高橋 一博	○
	6	満保 豊	○
	7	佐藤 博幸	○
	8	湯澤 敏孝	○
	9	山下 雅博	○
	10	安川 和範	●
	11	宍戸 栄一	○
議事録署名委員	議席番号	2番 伊藤 淳一	
		3番 奥山 稔	
職務のため議場に出席 した者の職氏名	事務局長	中西 卓也	
	事務局次長・総務係長	加藤 智子	
	総務係主査	落合 憲児	

令和3年度第10回天塩町農業委員会総会

議長 ただ今の出席委員は10名であります。
定数に達しておりますので、ただいまから令和3年度第10回天塩町農業委員会総会を開催します。

議長 これから本日の会議を開きます。
はじめに、議事録署名委員の指名を行います。
議事録署名委員は、会議規則第15条第2項の規定により、議長において、2番 伊藤淳一君、3番 奥山稔君を指名します。
次に、会期決定の件を議題といたします。本総会の会期は本日一日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

全員 異議なし。
議長 異議なしと認めます。
従って、本総会の会期は本日一日間と決定しました。

議長 それでは議事に入りたいと思います。

議長 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。
整理番号4から6について、事務局より内容の説明を求めます。

事務局 ただいま議題となりました、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」をご説明申し上げます。
総括表に基づき説明申し上げます。2ページをご覧ください。

整理番号4番につきましては、 氏の畑に、 が区分地上権を設定するものです。

整理番号5番につきましては、 氏の畑に、 が区分地上権と地役権を設定するものです。

3ページの航空写真を見ていただきたいのですが、左側の赤枠が さんの畑です。右隣、青枠が さんの畑です。

昨年6月の、第3回農業委員会総会で、 が発電用風車3基を撤去し、新しい発電用風車1基を建設するための農地法第5条の一時転用の許可申請がありました。

新しい発電用風車が建つのが、赤枠と青枠の間の雑種地になります。 さん、 さんの畑の上に、新しい風車のブレード、羽根がかかるため、区分地上権を設定するという事です。

3ページ、5ページの地図の右側に、細く青色が入っています。

ここは 氏の畑で、ここには送電線が通るということで、地役権が設定されます。今回、新しい電柱が何本か雑種地に建って、電線が畑の上にかかる場合は、地役権が設定されるということです。

繰り返しになりますが、2ページ、整理番号4番は、位置につきましては、3ページ、4ページをご覧ください。

整理番号5番は、位置につきましては、3ページ、5ページをご覧ください。

条件面は、それぞれご覧の総括表のとおりとなっております。

整理番号6番は、 から に所有権の移転をするものです。位置につきましては、6ページ、7ページをご覧ください。

条件面は、ご覧の総括表の通りとなっております。

事務局の説明は以上になりますが、よろしくご審議ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

議 長 ただいま事務局より説明のありました、議案第1号「農地法3条第1項の規定による許可申請について」の質疑を行ないます。

全 員 ありません。

議 長 質問なしと認めます。

議 長 お諮りいたします。本案は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

全 員 異議なし。

議 長 異議なしと認めます。本件は原案のとおり許可されました。

議 長 次に、議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画書の決定について」を議題とします。

整理番号15-1の所有権移転の案件については、丸山委員に関係する案件ですので、農業委員会法第31条の議事参与の制限により退席を求めます。

(丸山委員退席)

議 長 整理番号15-1について、事務局より内容の説明を求めます。

事務局 ただいま議題となりました、議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画書の決定について」ご説明申し上げます。

所有権移転の案件につきまして総括表に基づき説明申し上げます。9ページをご覧ください。

整理番号15-1についてであります、 氏から 氏に所有権の

移転をするものです。

位置につきましては、10ページ、11ページをご覧ください。

満保委員
事務局

さんの牛舎と住宅の間を通過して奥に行った所ですね。

条件面は、ご覧の総括表のとおりとなっております。

ここは、氏から氏に賃貸借をしていた所ですが期限が切れていて、今回所有権移転となったようです。

事務局の説明は以上となりますが、よろしくご審議、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

議 長

ただいま事務局より説明のありました整理番号15-1の所有権の案件について質疑を行ないます。

全 員
議 長

ありません。

質問なしと認めます。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全 員
議 長

異議なし。

異議なしと認めます。本件は原案のとおり決定いたしました。

関係委員は席にお戻り下さい。

(丸山委員入室)

議 長

次に、整理番号16-1から16-4の利用権設定の案件について、事務局より内容の説明を求めます。

事務局

次に、利用権設定の案件につきまして、総括表に基づき説明申し上げます。12ページをご覧ください。

整理番号16-1についてであります、氏から氏に賃貸借権の設定をするものです。

位置につきましては、13ページ、14ページをご覧ください。

事務局

整理番号16-2についてであります、氏から氏に賃貸借権の設定をするものです。

位置につきましては、13ページ、15ページをご覧ください。

整理番号16-3についてであります、氏から氏に賃貸借権の設定をするものです。

位置につきましては、13ページ、16ページをご覧ください。

整理番号16-4についてであります、氏から氏に賃貸借権

の設定をするものです。

位置につきましては、13ページ、17ページをご覧ください。
条件面はそれぞれ、ご覧の総括表のとおりとなっております。
4件とも、賃貸借権の再設定になります

事務局の説明は以上となりますが、よろしくご審議、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

議 長
全 員
議 長

ただいま事務局より説明のありました利用権設定の質疑を行ないます。

ありません。

質問なしと認めます。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全 員
議 長

異議なし。

異議なしと認めます。本件は原案のとおり決定いたしました。

議 長

次に、整理番号16-5の案件につきましては、山下委員に関係する案件ですので、農業委員会法第31条の議事参与の制限により退席を求めます。

(山下委員退席)

議 長

事務局より内容の説明を求めます。

事務局

引き続き、利用権設定の案件につきまして、ご説明いたします。

整理番号16-5についてであります、
氏から 氏に賃貸借権
の設定をするものです。

位置につきましては、13ページ、18ページをご覧ください。

条件面は、ご覧の総括表のとおりとなっております。

こちらも賃貸借権の再設定になります。

事務局の説明は以上となりますが、よろしくご審議、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

議 長
全 員
議 長

ただいま事務局より説明のありました利用権設定の質疑を行ないます。

ありません。

質問なしと認めます。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全 員
議 長

異議なし。

異議なしと認めます。本件は原案のとおり決定されました。

関係委員は席にお戻り下さい。

(山下委員入室)

議 長 次に、整理番号１６－６から１６－７の案件につきまして、私及び佐藤委員に係る案件でありますので、農業委員会法第３１条の議事参与の制限により退席するため、湯澤委員に議事進行を譲ります。

(宍戸会長、佐藤委員退席)

湯澤委員 事務局より内容の説明を求めます。

事務局 引き続き、利用権設定の案件につきまして、ご説明いたします。

整理番号１６－６についてであります、 氏から に賃貸借権の設定をするものです。

位置につきましては、１９ページ、２０ページをご覧ください。

整理番号１６－７についてであります、 氏から に賃貸借権の設定をするものです。

位置につきましては、１９ページ、２１ページをご覧ください。

条件面はそれぞれ、ご覧の総括表のとおりとなっております。

事務局の説明は以上となりますが、よろしくご審議、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

湯澤委員 ただいま事務局より説明のありました利用権設定の質疑を行ないます。

全 員 ありません。

議 長 質問なしと認めます。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全 員 異議なし。

議 長 異議なしと認めます。本件は原案のとおり決定されました。

関係委員は席にお戻り下さい。

(宍戸会長、佐藤委員入室)

議 長 次に、整理番号１７－１の利用権設定の案件につきまして、事務局より内容の説明を求めます。

事務局 引き続き、利用権設定の案件につきまして、ご説明いたします。

整理番号１７－１についてであります、 氏から 氏に使用貸借権の設定をするものです。

位置につきましては、２３ページ、２４ページをご覧ください。

条件面は、ご覧の総括表のとおりとなっております。

こちらは使用貸借権の再認定になります。

事務局の説明は以上となりますが、よろしくご審議、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

議 長
奥山委員
事務局
全 員
議 長
議 長
事務局
議 長
事務局
議 長
事務局
山下委員
議 長
事務局

ただいま事務局より説明のありました利用権設定の質疑を行ないます。
使用貸借というのは。
使用貸借権は無償になります。
お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
異議なし。
異議なしと認めます。本件は原案のとおり決定されました。

次に、整理番号17-2の案件につきましては、山下委員に関係する案件ですので農業委員会法第31条の議事参与の制限により退席を求めます。
(山下委員退席)

事務局より内容の説明を求めます。

引き続き、利用権設定の案件につきまして、ご説明いたします。
整理番号17-2についてであります、氏から氏に使用貸借権の設定をするものです。
位置につきましては、23ページ、25ページをご覧ください。
条件面は、ご覧の総括表のとおりとなっております。
こちらは使用貸借権の再設定になります。
事務局の説明は以上となりますが、よろしくご審議、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

ただいま事務局より説明のありました利用権設定の質疑を行ないます。
(D型倉庫が建っているに対して)青枠で全て囲まれています、借りているのは半分くらいの面積になります。
お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
異議なし。
異議なしと認めます。本件は原案のとおり決定されました。
関係委員は席にお戻り下さい。
(山下委員入室)

(確認)上()は3分の1くらい借りている。緑のD型と。

次に議案第3号「現況証明願について」を議題とします。
事務局より内容の説明を求めます。

ただいま議題となりました議案第3号「現況証明願」につきまして、ご説明申し上げます。
27ページの現況証明願をご覧ください。当該案件につきましては氏より、字番 外2筆につきまして現況証明願の申請がありましたので、

ご説明いたします。

申請地につきましては地目変更のため証明願の提出があったところです。

現地確認につきましては、3月16日に奥山委員、湯澤委員、山下委員、事務局で実施いたしました。

判定ですが、全地につきまして雑種地と判断いたしました。

29ページには位置図、30ページには図面を添付しております。

次に、31ページの現況証明願をご覧ください。当該案件につきましては氏より、字 番 外1筆につきまして現況証明願の申請がありましたので、ご説明いたします。

申請地につきましては地目変更のため証明願の提出があったところです。

現地確認につきましては、3月16日に実施いたしました。

判定ですが、全地につきまして雑種地と判断いたしました。

29ページには位置図、33ページには図面を添付しております。

この2件は、昭和62年から平成20年に改修されたトーウツナイ川の河川敷地に隣接した畑で雑種地に地目変更した後、町に贈与される予定です。

事務局の説明は以上となりますが、よろしくご審議、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

議 長
全 員
議 長

ただいま事務局より説明のありました現況証明願について、質疑を行ないません。

質問なしと認めます。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全 員
議 長

異議なし。

異議なしと認めます。本件は原案のとおり証明いたします。

議 長

以上で本総会に付された案件はすべて終了しました。

お諮りします。これにて、本日の会議を閉会いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

全 員
議 長
議 長

異議なし。

異議なしと認めます。

以上をもちまして令和3年度第10回天塩町農業委員会総会を閉会といたします。

令和 4年 3月24日

署名委員

(2番) 伊藤 淳一 ⑩

(3番) 奥山 稔 ⑩